

令和6年 第3回 浜松市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 場所

令和6年3月15日(金)午後2時30分 浜名区役所 3階 大会議室

2. 委員の出欠

出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 加茂龍雄 江間栄作 中村金夫
横井典行 足立侑律 根木常次 内山進吾 山中秀三 杉山誠
後藤剛 中安千秋 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 井上保典
鈴木要

欠席： 袴田博子 岡本純 伊藤安子 小柳守弘

3. 出席した事務局職員

鈴木智久 齋藤和也 石川宗明 河村幸一郎 縣弘之 奥山英洋 吉山和志 富永幹人 笠原直人
佐々木朝飛

4. 審議事項

- 第14号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第15号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第16号議案 事業計画変更承認申請について
- 第17号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第18号議案 非農地証明について
- 第19号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続き(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の
確認について
- 第20号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第21号議案 農用地利用集積計画の決定について

5. 報告事項

- 報第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
- 報第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第18号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第19号 農地の地目変更登記に係る報告について

6. その他

議事の概要

局 長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

只今から令和 6 年第 3 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、在任委員 23 名のところ 19 名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。また、本日の欠席委員ですが、議席番号 10 番の袴田博子委員、議席番号 13 番の岡本純委員、議席番号 22 番の伊藤安子委員、議席番号 23 番の小柳守弘委員でございます。なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会 長 みなさん、こんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

次年度の話になりますが、来期も農業委員を継続していただける方には、内定の通知がそろそろ届く頃かと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。また、農業委員と農地利用最適化推進委員以外の農業調査員も決める時期となっております。今月は私の地区の事情を少しお話ししたいと思います。私の地区の担当委員は 4 名おりますが、その内、農業委員や農地利用最適化推進委員を除いた人数が調査員となります。近頃 J A が正組合員の会を作り部農会と一線を引いたことで、私の地区では来年度から部農会が実質的には解散となりました。今まで私の地区の調査員の選出方法は、部農会長の地区部農会から調査員を出すことになっていましたが、来年度からは部農会が機能していない地区には調査員選出の依頼ができなくなったため、こちらから調査員を直接頼みに行くという形になりました。そこで、私の地区としましては女性調査員を選出したいと考え、候補者のところへ行ってきました。粘り強く何回も訪問しましたが断られてしまいました。私たちとしては、この方なら適任だと思って選んでいますが、本人は能力不足と感じていたり、他の役を断っている手前農業委員会だけ受けられないと感じていたりして、引き受けてもらえませんでした。私としては女性委員として参加していただくためには、2 期 3 期先を見据えて調査員からお願いすることも大切だと思い行動に移しました。皆様の地区でも女性調査員を起用できるチャンスがあれば、積極的に活動していただきたいと思っております。

それでは、本日も慎重審議をよろしくお願いいたします。

それでは、令和 6 年第 3 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局 長 ありがとうございます。それではここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議 長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 それでは、議席番号 9 番の足立侑律委員、議席番号 11 番の根本常次委員をお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります。第 14 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。第 14 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 130 番外 22 件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が 15 件、贈与に係る案件が 6 件、交換に係る案件が 2 件でございます。また、新規の方は 9 件、外国籍の方は 2 件です。

それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案 2 ページ、地区「芳川」、整理番号 136 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、中央区遠州浜三丁目の■■■■■■■■■■さん 58 歳でございます。申請地は、令和 4 年に現所有者が相続しましたが、遠方に居住しているため売却を希望していました。■■■■■■■■■■さんは■■■■■■■■■■の傍ら、■■■■■■■■■■の代表を務めておりますが、この度、宅地と農地がセットで売りに出されていることを知り、新規で農業を始めたく申請に至ったものでございます。■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■の申請地は、すぐに耕作できる状態ではないですが、農地復元へのスケジュールを提出していただいております、半年以内には植え付けができるということです。その他の申請地につきましても、現在第三者が耕作しているところがございますが、耕作者との調整がとれており、許可後は■■■■■■■■■■さんが耕作していくことを確認しております。日本での農業経験はございませんが、耕運機とバックホーを所有しており、知人に教えてもらいながら頑張っていきたいということです。取得後は、田は水稻、畑は大根、トマトなど露地野菜を耕作していく計画でございます。

この案件につきましては、農地台帳登載申請と同時に農地を取得するため「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして議案 3 ページ、地区「細江」、整理番号 139 番と 140 番は、贈与に係る案件でございます。譲受人は、浜名区細江町中川の■■■■■■■■■■さん 76 歳でございます。整理番号 139 番の譲渡人である■■■■■■■■■■さんは、譲受人である■■■■■■■■■■さんの姉にあたり、10 年程前から一緒に耕作管理に携わってきましたが、■■■■■■■■■■さんが遠方に住んでいること、また高齢により耕作できないため、この度、生前贈与したいとの意向を受けたものです。また、整理番号 140 番の譲渡人である■■■■■■■■■■さんは、■■■■■■■■■■さんの兄にあたり、同じく、10 年程前から一緒に耕作管理に携わってきましたが、■■■■■■■■■■さんが病気で耕作できなくなったため、生前贈与したいとの意向を受けたものです。整理番号 139 番と 140 番の申請地について、■■■■■■■■■■さんが贈与により農地を取得するため申請に至ったものでございます。申請地は、整理番号 139 番が細江町気賀の畑 2 筆、整理番号 140 番が細江町気賀と細江町中川の田畑 9 筆の申請となります。許可後は、引き続きみかん及び水稻を栽培していく計画でございます。

続きまして、議案 3 ページ、地区「引佐」、整理番号 143 番は売買に係る案件でございます。譲受人は、湖西市鷺津の■■■■■■■■■■さん、57 歳でございます。現在、■■■■■■■■■■として勤務しており、この度、譲渡人が所有していた住宅と

佐々木 農地が売りに出されていることを知り、売買により取得したく申請に至ったものでございます。申請地は、浜名区引佐町奥山の畑4筆です。許可後は、浜松市に転居予定で、地主が元々栽培していたキウイフルーツを引継ぎ、地主の指導の下で引き続き耕作管理していく計画でございます。

この案件につきましては、農地台帳登録申請と同時に農地を取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案5ページ、地区「天竜」、整理番号151番をお願いします。譲受人は、天竜区小川の■■■■さん、72歳でございます。申請地は、自宅近接の申請地を贈与により取得し、自家消費のため取得したく申請にいたったものでございます。取得後は栗、ブロッコリーを作付けしていく計画でございます。

この案件につきましても、農地台帳登録申請と同時に農地を取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案5ページ、地区「水窪」、整理番号152番をお願いします。譲受人は、中央区早出町の■■■■さん、45歳でございます。■■■■さんは農業の経験はありませんが、以前から農業に興味があり、この度、住宅とセットで売りに出されている申請地を売買により取得し、自家消費のため新規就農したく申請にいたったものでございます。申請地は、天竜区水窪町地頭方の畑で、取得後はお茶、かんきつ類、季節野菜を作付けしていく計画でございます。

この案件につきましても、農地台帳登録申請と同時に農地を取得するため「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、別に問題ありませんでした。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

続いて、積志地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議の結果、特に問題はないとの報告を受けております。

続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありません。

議長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中村 庄内地区調査会にて協議しましたが、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立 この件につきましては聞き取り案件になっておりまして、■■■■の方です。事務局から説明がありましたので特に問題ありません。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題ないとの報告を受けております。

続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山 中 細江地区調査会です。先ほどの 139 番と 140 番ですが、高齢とご病気のためご兄弟での贈与ということです。実際には、去年位から弟さんが一緒に耕作していたとのことで、大きな面積ですが畑の管理は弟さんが引き継ぐとのことなので、特に問題はありません。

議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉 山 引佐地区調査会です。先ほど事務局から説明がありました 143 番ですけれど、 の方ということで、今は湖西市にいますが奥山に引っ越してくるということです。この農地はキウイフルーツが植え付けてあり、栽培技術は現所有者の さんから指導を受けていて、販売についても さんから引き継ぐとのこと。また、 さんの奥さんが で近くの外国人の方とのコミュニケーションもとれているようです。特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で協議しましたけれども、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会でございますが、148 番について調査会の議論になりました。課題はいろいろありますが、今後とも我々なりに指導をしていくということを含めて問題ないということにいたしました。

議 長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴 木 英 天竜・龍山地区調査会で協議した結果、問題ありませんでしたが、農地の状態が非常に悪いと指摘されました。果樹を植栽するということでしたので、問題ないをご報告します。

議 長 最後に、佐久間・水窪地区調査会の井上委員からお願いします。

井 上 佐久間・水窪地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(森島委員、挙手)

議 長 はい、森島委員。

森 島 例えば、井上さんがご報告された 152 番。比較的若い方が新規就農されるということと問題ないをご報告されましたが、問題ないどころか地域が諸手を挙げて迎え受けるというようなことになっているのか伺います。

議 長 井上委員お願いします。

井 上 さんは にお勤めで在宅勤務できるとのことです。ご夫婦で耕作されると

井 上 のことで、周りは80歳代の方ばかりなのでとても期待されております。

議 長 その他、ございますか。

(質疑なし)

議 長 それでは採決いたします。第14号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第15号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案7ページをご覧ください。第15号議案「農地法第4条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

佐々木 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号7番外4件でございます。転用目的別の内訳は、自己用住宅関連が2件、農業用施設が1件、事業用関連が1件、貸駐車場が1件でございます。また、農地区分別の内訳は、第1種農地が1件、第3種農地が4件でございます。なお、是正案件は7番、8番、11番です。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、別に問題ありませんでした。

議 長 続いて、積志地区調査会の分を、私からご報告いたします。

調査会で協議した結果、特に問題はないと報告を受けております。

続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会で協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はないと報告を受けています。

続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で協議をしましたが、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長 よろしいですか。それでは、第15号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

次に、第16号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、議案9ページをご覧ください。第16号議案「事業計画変更承認申請につい

齋 藤 て」でございます。担当より説明いたします。

石 川 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができる、とされております。

今月の申請は、当初の許可期間を延長する「目的変更」が 2 件でございます。

議案 9 ページ、地区「中央」、整理番号 1 番をお願いします。申請人は、当初の転用事業者である[]です。申請地は、[]に位置する農地です。申請に至った経緯でございますが、当初の事業計画では、公共工事に伴う現場事務所等の敷地として、令和 4 年 9 月から 1 年 7 ヶ月間の一時転用を予定しておりましたが、工事請負契約の更新により、一時転用期間を延長するに至ったものでございます。当初の許可目的達成が困難になった理由が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

続きまして、議案 10 ページ、地区「神久呂」、整理番号 2 番をお願いします。申請人は、当初の転用事業者である[]です。申請地は、[]に位置する農地です。申請に至った経緯でございますが、当初の事業計画では、公共工事に伴う現場事務所等の敷地として、令和 4 年 8 月から 1 年 8 ヶ月間の一時転用を予定しておりましたが、工事請負契約の更新により、一時転用期間を延長するに至ったものでございます。当初の許可目的達成が困難になった理由が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、転用計画について、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 16 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議無いものと認め、承認することといたします。

次に、第 17 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 11 ページをご覧ください。第 17 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

石 川 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 151 番外 38 件でございます。転用目的別の内訳につきましては、自己用・共同住宅関連が 26 件、事業用の建物関連が 2 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 5 件、太陽光発電が 4 件、一時転用が 2 件

石 川 でございます。また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 2 件、第 1 種農地が 2 件、第 2 種農地が 6 件、第 3 種農地が 29 件でございます。是正案件はございません。また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案 12 ページ、地区「積志」、整理番号 158 番をお願いします。中央区有玉南町の畑 3 筆 3,068 m²について、工場を設けたいという申請でございます。申請者は、横浜市港北区に本社を置き、[REDACTED]を営む法人です。近年受注が増加し、横浜市にある工場が手狭になり、拡張もできないため、取引先の多くが集中している中部エリアに進出し、新規の取引先の開拓や更なる受注増加に対応すべく申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED]に位置する農地で、所有者が県外在住のため長らく耕作放棄地となっております。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、工場、駐車場、緑地等を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地はアスファルト舗装し、周囲にはフェンス及び見切り工を設置する計画であること、雨水排水は敷地内側溝から調整池へ流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。盛土条例につきましては、申請地をアスファルト舗装する計画で、舗装部分は構造物扱いとなるため対象外であることを確認しております。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡 瀬 蒲・和田・長上地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。

続いて、積志地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はないと報告を受けております。

続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加 茂 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありません。

議 長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江 間 湖東地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。なお、164 番の資材置場はドラム缶を置くようになっております。その場所が川のすぐ際だったので、ドラム缶が転がらないように、転んでも安全なように処置をするようにお伝えいただくようにお

江 間 願いしました。

議 長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中 村 庄内地区調査会において協議しましたが、特に問題ありませんでした。

議 長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足 立 167 番ですが、特に問題ありません。

議 長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会で協議した結果、特に問題はないと報告を受けています。

続いて、新津・可美地区調査会の根本委員からお願いします。

根 本 新津・可美地区調査会において、特に問題はございませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会です。整理番号 180 番の三ヶ日町大崎の案件ですが、太陽光パネルを■■■■■さんが設置するということで、この会社は豊川市にありまして、初めて三ヶ日に太陽光パネルを設置するということです。調査員が調査したところ、1 時間に 100mm の雨が降った時に土砂が流出して周囲に迷惑が掛かることが心配とのことで、調査会の聞き取り案件にしまして■■■■■さんに直接確認したところ、土砂の流出があった場合は■■■■■さんで対応することを確認しましたので、調査会としては問題なしと判断しました。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中 安 浜名・北浜地区調査会で協議しましたが、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議をいたしました。問題ありません。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。

水 崎 春野地区調査会で協議しました。先ほどの三ヶ日の案件と同じで、こちらも傾斜地でありまして、隣地の農地に水が溢れた場合にどうするか協議しました。この対応としましては、申請地の敷地内周囲に集水桝等の設置をして、周辺農地に影響が出ないことを確認しましたので、特に問題なしということで報告いたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長 それでは、採決いたします。第 17 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

次に、第 18 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

- 齋 藤 それでは、お手元の議案 17 ページをご覧ください。第 18 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。
- 石 川 今月の申請案件は、地区「積志」、整理番号 5 番、外 1 件でございます。
- 地区「積志」、整理番号 5 番の申請地は、昭和 42 年頃から宅地の進入路として利用されたものです。
- 地区「亀玉」、整理番号 6 番の申請地は、昭和 27 年 1 月に物置、昭和 37 年 1 月に自己用住宅が建築されたものです。
- 説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
- (質疑なし)
- 議 長 それでは採決いたします。第 18 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 次に、第 19 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。
- 事務局から説明をお願いします。
- 齋 藤 それでは、お手元の議案 19 ページをご覧ください。第 19 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」でございます。担当から説明いたします。
- 富 永 相続税の納税猶予の特例の適用から、20 年経過することによる相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。
- 今月の申請案件は、地区「入野」、整理番号 2 番でございます。
- 被相続人は、平成 15 年 10 月 13 日に亡くなられた、XXXXXXXXXXさん。相続人は、中央区入野町にお住いの、XXXXXXXXXX、84 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに 1,384 m²です。現地調査をした結果、タマネギやハクサイが耕作され、農地として適正に利用されていました。その旨を税務署へ報告いたします。
- 説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
- (質疑なし)
- 議 長 それでは、採決いたします。第 19 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。
- 次に、第 20 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 21 ページをご覧ください。第 20 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」でございます。担当から説明いたします。

富 永 今月の案件は、地区「和田」、整理番号 1 の 1 件でございます。

はじめに、生産緑地の制度について説明します。市街化区域内の農地は、都市の中の貴重な緑のオープンスペースとして、また、災害時の避難場所としての機能が期待されます。そのため、一定規模以上で営農継続が可能な農地については、所有者からの指定の申請を受けて生産緑地地区として指定することで、税制面で優遇されます。

浜松市では条例により、一定規模以上の農地面積の下限を 500 m²から 300 m²に引き下げています。生産緑地の指定を受けると、固定資産税が市街化調整区域内の農地と同様に農地課税となる等優遇されますが、原則 30 年間の営農が義務付けられ、また、農業以外の利用が厳しく制限されます。指定を受けてから 30 年を経過した時、または主たる従事者が死亡、もしくは病気、けが等の故障で農業に従事できなくなった時に、所有者は市長に対してその生産緑地を時価で買い取るよう申し出ることができます。この買取申し出をするためには、所有者がその生産緑地の主たる農業従事者であることの証明を農業委員会から受ける必要があるため、今回の申出となりました。

今回の申出者は■■■■さん、買取申出事由が生じた者は■■■■さんです。対象農地の現況は田で水稻が栽培されていました。平成 20 年 12 月 25 日に生産緑地地区の指定を受けましたが、土地所有者で主たる農業従事者である■■■■さんが令和 6 年 1 月 16 日に故障、具体的には農業を継続するのは困難であると医師の診断を受け、耕作管理が困難であることから、買取申し出を行うこととなりました。

2 月 16 日にこの証明願が農業委員会に提出されましたので「浜松市農業委員会 生産緑地法に係る買取り申出に伴う 農業の主たる従事者等の証明事務処理要領」に基づき、2 月 19 日に蒲・和田・長上地区の渡瀬委員と事務局で現地調査を行い、事実の確認を行いました。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
(質疑なし)

議 長 それでは、採決いたします。第 20 号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないものと認め、承認することといたします。

次に、第 21 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

齋 藤 それでは、お手元の議案 23 ページをご覧ください。第 21 号議案「農用地利用集積計画の決定について」でございます。担当から説明いたします。

富 永 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

法改正前の制度である、令和 5 年度第 12 回浜松市農用地利用集積計画（案）でございます。公告予定は令和 6 年 3 月 19 日となります。2 枚めくって頂きまして、「農用地利用

富 永 集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計 353 筆、317,954.84 m²の内訳でございます。今月は、笠井地区での 3 筆をはじめとして、計 26 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 33 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、35 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

1 ページの 1 番をご覧ください。■■■■■ さんです。中央区笠井新田町の■■■■■ さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。中央区天王町 ■■■■■ の畑、24 m²を借り受け、にんじんの栽培を予定しております。

次に、1 ページの 2 番、3 番をご覧ください。■■■■■ さんです。浜名区都田町の認定農業者、■■■■■ さんのもとでみかんの栽培を学び、今回の申請に至りました。浜名区都田町 ■■■■■ 外 1 筆の畑、計 2,942 m²を借り受け、みかんの栽培を予定しております。

次に、16 ページの 82 番から 84 番をご覧ください。■■■■■ さんです。とぴあ浜松農協主催のパセリの楽園プロジェクトで農業を学び、今回の申請に至りました。浜名区内野 ■■■■■ 外 2 筆の畑、計 1,441 m²を借り受け、パセリの栽培を予定しております。

次に、11 ページ 1 番から 16 ページ 81 番、25 ページから 27 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 104 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、公社が県知事に事前に協議し、同意を受けたものについて農用地利用集積計画により同時に成立するもので、備考欄に配分先を記載してあります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

なお、今月は法改正後の制度である農用地利用集積等促進計画の案件はございません。説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はありませんか。

(補足説明等なし)

議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 21 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、報告事項の第 14 号から第 19 号までを、事務局から報告をお願いします。

齋 藤 議案 25 ページをご覧ください。今月の報告事項は一覧のとおりでございます。

報告は以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議長 それでは、その他の委員の皆さまから、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

森 島 ・ 農業委員会事務局職員と農地利用課職員の立場について
・ 地区調査会での申請取り下げ指示について

渡 瀬 ・ 農業委員等による農地法第 3 条改正の周知について

議長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

局長 ・ 農業会議情報について
局長 ・ 最適化活動の点検・評価について
局長 ・ 能登半島地震義援金について
局長 ・ 平尾温己委員の訃報について

齋 藤 ・ 三方原地区担当事務局の変更について
・ 農業産出額について
・ 役員・幹事会合同連絡会について

今後の会議予定

・ 令和 6 年第 4 回農業委員会総会

日時 令和 6 年 4 月 16 日（火） 午後 2 時 30 分から

場所 浜松市役所 北館 1 階 101・102 会議室

議長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第 3 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 50 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日 ()

会 長

委 員

委 員